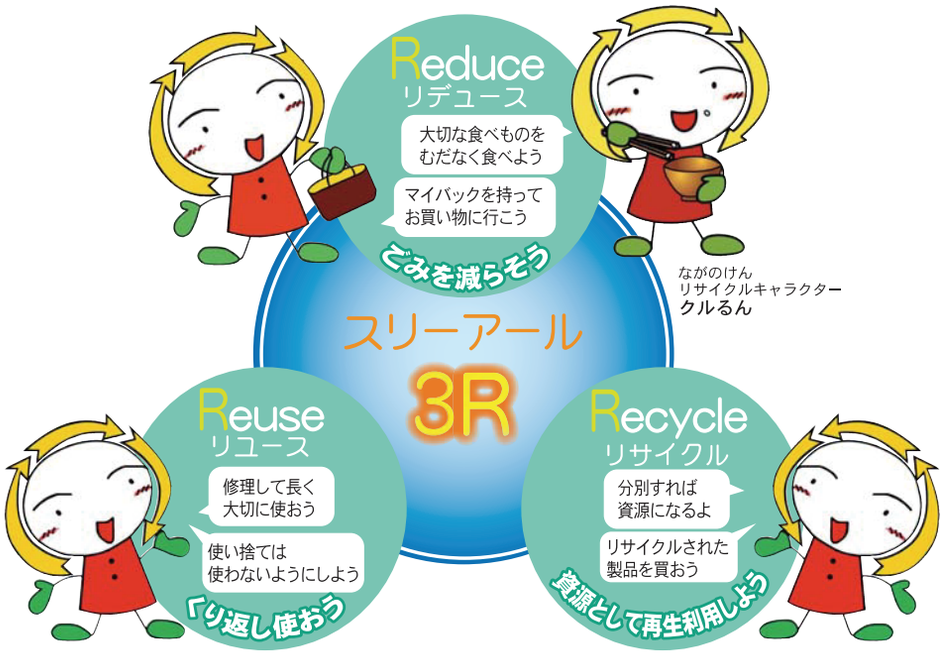
保存版

令和３年３月改訂
分別冊子



ごみと資源物の分け方・出し方



ながのけん
リサイクルキャラクター
クルるん

３Ｒ（スリーアール）とは、３つのＲ（アール）の総称です

集団資源回収

ＰＴＡや育成会などの団体が集団資源回収を行っている地区もありますので、ご協力をお願いします。

▶回収品目◀　古紙類・ビン類・缶類・布類　など

《注意》回収する物や時間・方法などは団体によって異なりますので、各団体からのお知らせを確認しましょう。

事業所・店舗から出るごみ（のうち一般廃棄物）

事業所、店舗から出るごみは、原則として許可業者へ処理を委託してください。
また、可燃ごみに限り東山クリーンセンターへ直接持ち込み（有料）できます。
※地区のごみ収集ステーションは、家庭から出されるごみ専用であるため、事業所・店舗などが利用する場合は、市へ届出が必要です。（Ｐ20 参照）
※受け入れられない物もあります、事前に確認してください。

中野市

ごみ・資源物の出し方の基本ルール ▶P1-2

資源物
- プラスチック製容器包装 ▶P3
- 金属類 ▶P4
- びん ▶P5
- ペットボトル・白色トレイ ▶P6
- 古紙 ▶P7
- 資源物日曜回収 ▶P8

可燃ごみ ▶P9-10
埋立ごみ ▶P11
資源物特別回収 ▶P12
有害ごみ・在宅医療廃棄物 ▶P13
支援制度 ▶P14

粗大ごみ・一時多量ごみ
- 処理施設へ直接持込み ▶P15-16
- 業者へ依頼（処理業者一覧） ▶P17-18

市で収集・処理できない物 ▶P19-20
家電リサイクル ▶P21
パソコン・消火器リサイクル ▶P22
し尿などの汲み取り・浄化槽の清掃 ▶P23
（50音順）ごみの品目別分別一覧表 ▶P24-46

中野市役所
くらしと文化部 環　境　課　☎0269-22-2111（市役所代表）
豊　田　支　所 地域振興課　☎0269-38-3111（支 所 代 表）
中野市公式ホームページ　http://www.city.nakano.nagano.jp

ごみ・資源物の出し方の基本ルール



決められた場所に！

○ごみ集積所は区の方々が維持管理・清掃しています。
　区から指定されたごみ集積所に出しましょう。
○無断で他の区の集積所にごみを出すのはルール違反です。
　（区外から分別違反ごみなどが出されてしまうとごみ集積所を管理している区の方々が大変困ります）

決められた日・時間で！

○区により収集日や時間が異なります。お住まいの区の収集日や時間を、収集日カレンダーで必ず確認して出しましょう。
○収集前日の夜や、収集後にはごみを出さないでください。
　指定の収集日・時間以外でごみを出すのはルール違反です。

分別区分や出し方を守って！

○決められた分別区分が守られていないごみ、異物が混入しているごみは収集できません！
○この分別冊子に載っている方法をよく確認してごみを出しましょう。

きれいな中野市を守るのはあなた自身のマナーです！

○ルール違反で収集できないごみは、ごみ集積所の周辺住民の方にも迷惑をかけます。
　また、生ごみの水切りをしなかったり、紙おむつの汚物を取り除かなかったりして臭いで迷惑をかけていませんか？ このようなごみの出し方も周囲の方に迷惑をかけます。
○ごみの出し方は自分を映す鏡と考えて、決められたルールを守って、きれいで住みやすい中野市にしましょう！

ごみ処理費有料化制度

中野市では、ごみ減量や分別意識の推進、排出量に応じた公平な負担を目的とした、家庭ごみ（可燃ごみ・埋立ごみ）処理手数料の有料化制度を導入しています。

有料化制度のしくみ

ごみ処理費の有料化に伴い、袋の代金に次のとおりごみ処理手数料が上乗せされています。

○可燃ごみ袋　10ℓ：15円　20ℓ：30円　30ℓ：45円
○埋立ごみ袋　30円
○証紙シール（旧指定袋および布団、庭木の剪定木などに使用）

可燃ごみ旧指定袋　20ℓ：30円　30ℓ：45円
埋立ごみ旧指定袋　30円
庭木の剪定木など　45円

指定ごみ袋、証紙シールは、市の許可を受けた小売店（売りさばき人指定業者）で販売しています。
ごみ処理手数料は、売りさばき人指定業者を通じて、市に納入されます。

※他市町村の指定ごみ袋では出せません。
※証紙シールについては、市環境課及び支所地域振興課窓口でも販売しています。
※資源物（プラスチック製容器包装、紙、金属類、ペットボトル、びんなど）については、処理手数料は掛かりません。



中野市 一般廃棄物処理基本計画

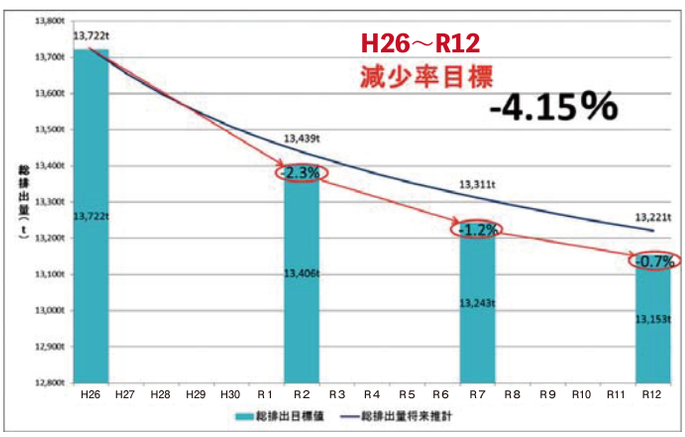
一般廃棄物処理基本計画とは、ごみ減量化や資源物の再利用等について、計画的かつ適正に行うための基本的な考え方を整理し、これらを具現化するため施策等を示したものです。
これまでの実績から、今後のごみ排出量の推計を行ったところ資源物排出量の減少、リサイクル率の減少、一人一日当たりのごみ排出量の増加など、資源を循環することが困難であることが予想されます。

この推計結果に対して、ごみ総排出量を平成26年度から令和12年度にかけて、4.15%減少し、さらなる資源循環をすることで、環境負荷の低減や最終処分場の延命を目指していきます。

この目標を達成するために、次の施策等を行っていきます。

- 分別率調査及び調査結果の公開
- 資源物排出頻度の拡大
- 事業系ごみからの資源物抽出　など

詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。

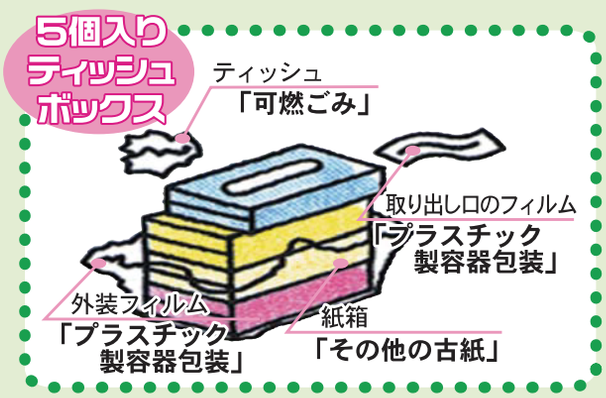


総排出量の目標値と将来推計の比較

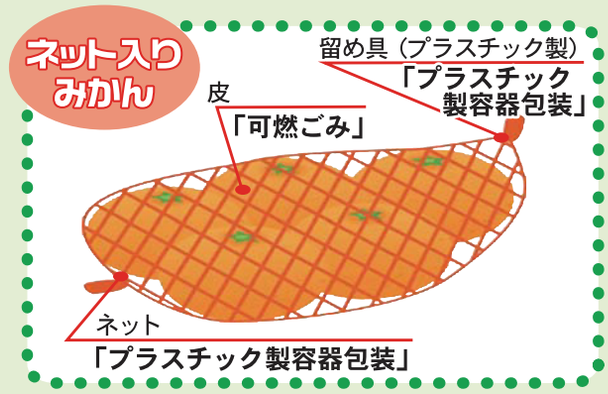
具体的な分別方法の一例

同じ種類の物でも、素材により分別区分が異なる場合がありますので、ご注意ください。









プラスチック製容器包装



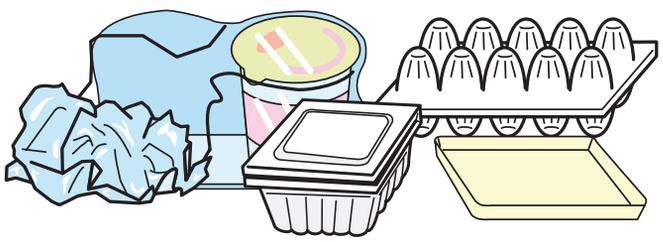
収集日 週1回（水曜日または木曜日）
○ 収集日カレンダーをご確認ください。

出し方 プラスチック製容器包装指定袋（黄）に入れて
収集ステーションに出してください。



出せる物 プラマークのある物が対象です

商品を包んでいた物（包装）、または商品を入れていた物（容器）

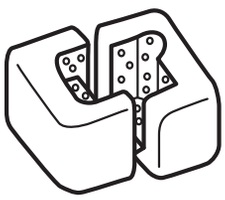


洗剤・シャンプーなどの空ボトル、果物のネット、
卵のパック、インスタント食品のカップ、
納豆のパック、色のついた食品トレイ、レジ袋、
商品の外装フィルム、ペットボトルのラベルなど

商品を使った後などに不要になる物

ペットボトルのキャップ、シャンプーボトルなどのポンプ、ソースやマヨネーズなどの中ぶた、発泡スチロールの緩衝材、ポリエチレンの梱包シート、気泡緩衝材シート（プチプチ）





※値札やバーコードシールなどで、
はがせない物はそのままでも出せます。

注意 出せない物

○プラスチック製でもプラマークのない物は可燃ごみになります。
○プラマークがあっても汚れている物・汚れの落ちない物は可燃ごみとして出してください。
○素材がプラスチック製でも容器や包装でない物、商品そのものは可燃ごみになります。
○ペットボトル、白色トレイは別回収ですので、プラスチック容器包装には出せません。
○レジ袋などで二重袋にしないでください。異物の混入状況や汚れが確認できないので、収集しません。



資源のゆくえ

プラスチック製容器包装



圧縮梱包施設

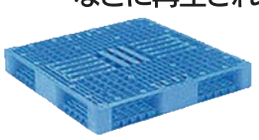


手選別により異物などを除去

再商品化事業者

リサイクル

パレット・工業用原材料・日用品等のプラスチック製品などに再生されます





金属類



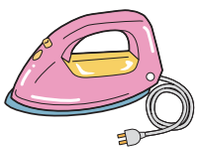


収集日 月2回
○ 収集日カレンダーをご確認ください。

出し方 金属指定袋（赤）に入れて収集ステーションに出してください。

出せる物 金属製で指定袋に入る物

小型家電製品

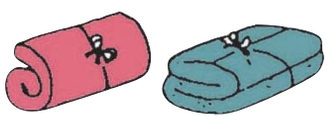


アイロン、ヘッドホンステレオ、
カセットコンロなど。
指定袋に入る物に限ります。

※指定袋に入らない物のうち、次の物に限り収集場所に出すことができます。

電気毛布・電気カーペット類

長さ 80 ㎝位に
折り畳み、
ひもでしっかり縛る。



スプレー缶・カセットボンベ缶

スプレー缶のガスが原因で
収集車の火災が起こる恐れ
があります。
（穴をあける際は火の気のない屋外で）



金属製おもちゃ

ブリキ製、
ダイキャスト（合金）製
おもちゃなど。



刃物

危険防止のため
紙に包んで中身を明記して
ごみ袋に入れてください。



アルミ缶



アルミマークを
確認してください。

スチール缶

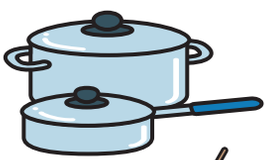


スチールマークを
確認してください。



金属製調理器具

鍋・やかん・フライパンなど



傘（骨組み）

布・ナイロン部分は
取り外して可燃ごみへ。



オイル缶・食用油缶

中身を使い切って
から出してください。



注意 出せない物

○金属製でも指定袋に入らない物
⇒不燃性粗大ごみ（P16 参照）
○家電リサイクル法対象の家電製品
（P21 参照）

資源のゆくえ



金属類 → 業務委託業者 →
- 可燃性残さ → 東山クリーンセンター
- 不燃性残さ → 大俣最終処分場で埋め立て
- 鉄・アルミ → 製鉄所 → H鋼・鉄筋等

びん



収集日

月１回

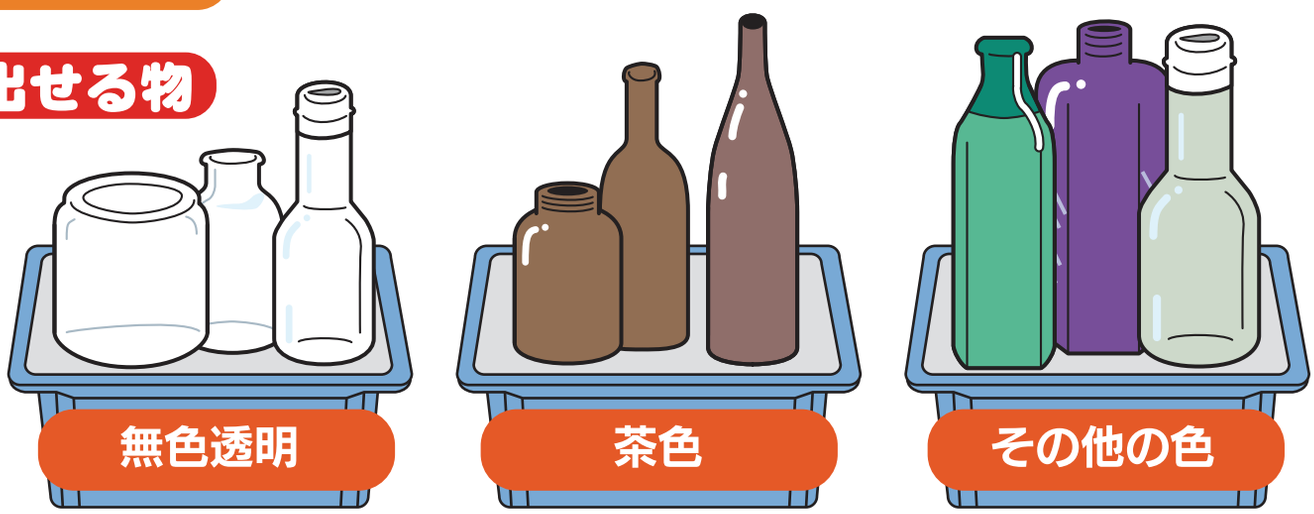
○ 収集日カレンダーをご確認ください。

○ スーパーマーケットなどで実施する資源物日曜回収でも出せます（P8 参照）

出し方

区の指定場所へ。

出せる物



無色透明・茶色・その他の色のびんに区分して指定のコンテナに入れてください。
※化粧品のびんもそれぞれ色別に処理できます

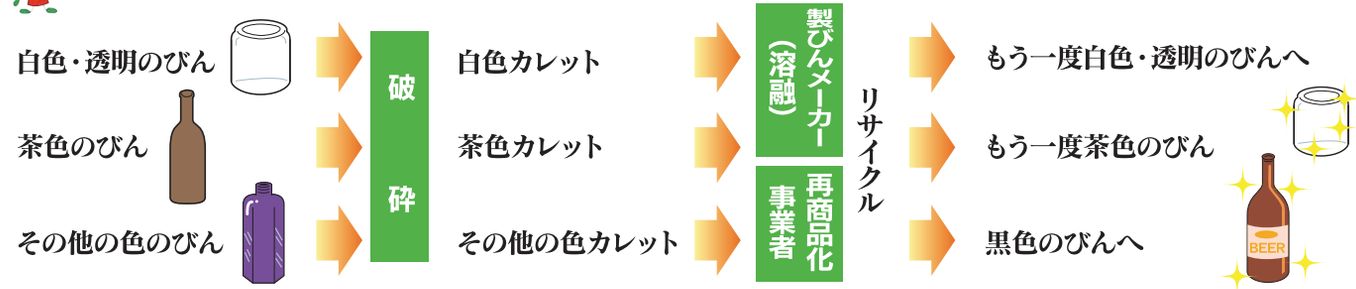
注意 出せない物

耐熱ガラス、陶磁器、照明、建材用ガラス、ガラス食器
哺乳瓶（ガラス製） → 埋立へ



○ 中身は使い切ってください。
○ 口金、キャップ、プラスチックラベル・フィルムなどは取り外す。
○ **取り外しにくいプラスチックの受け口キャップ、紙ラベルは、無理に取らずにそのままでも出せます。**
○ 中身をきれいに洗って出してください。
○ 欠けたびんも出せます。
（ばらばらに砕けた物は埋立ごみへ）
○ **毒物・劇物・農薬・殺虫剤のびん**は、収集できません。
販売店または処理業者に依頼してください。
○ 一升瓶、ビールびん、牛乳瓶（リターナブルびん・生きびん）は販売店に返しましょう。

資源のゆくえ



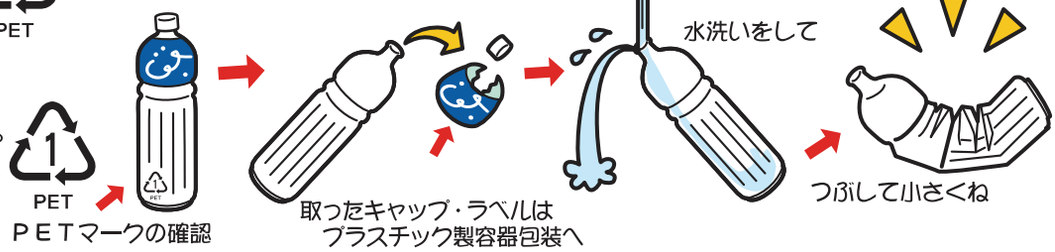
ペットボトル

収集日 月１回
- ○ 収集日カレンダーをご確認ください。
- ○ スーパーマーケットなどで実施する資源物日曜回収でも出せます。（P8 参照）

出し方 区の指定場所へ。収集場所の青いネット袋に入れましょう。

出せる物 PETマークの付いている物。

ジュース、お茶、水、しょうゆ、みりん、焼酎などのペットボトル。



注意
- ○ キャップ・ラベルは外して、プラスチック製容器包装へ。
- ○ 水ですすいで出しましょう。汚れた物、工作などで着色した物などは可燃ごみに出してください。
- ○ できるだけつぶして出しましょう。
- ○ 飲み口のリング、大型ペットボトルの取手は外す必要はありません。
- ○ スーパーマーケットなどの店頭回収も利用しましょう。

資源のゆくえ



白色発泡トレイ

収集日 月１回　**出し方** 区の指定場所へ。

出せる物 白色で発泡スチロール製の食品トレイ



注意



- ○ きれいに洗って出しましょう。
- ○ 次の物はプラスチック製容器包装か可燃ごみとして出してください。
  - ・色や模様が付いた物
  - ・発泡スチロール製でない物
  - ・納豆のトレイ
  - ・トレイタイプでない物（カップ麺・弁当の容器など）
- ○ スーパーマーケットなどの店頭回収も利用しましょう。



古紙



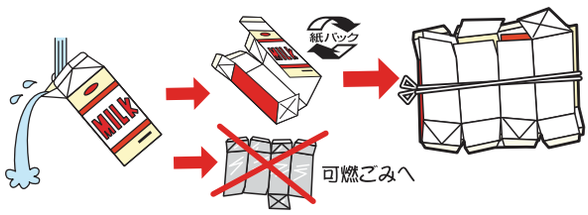
収集日 月１回
○ 収集日カレンダーをご確認ください。
○ スーパーマーケットなどで実施する資源物日曜回収でも出せます。
（P8 参照）

出し方 区の指定場所へ。

出せる物 紙パック・ダンボール・新聞紙・雑誌類ごとにひもでしばって出しましょう。汚れた紙は可燃ごみへ。

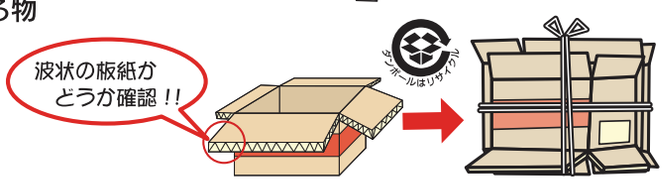
紙パック
牛乳やジュースの入っていた紙製の容器

○ 水洗いして切り開き、乾かしてください。
○ **内側がアルミ貼りの物は可燃ごみへ。**



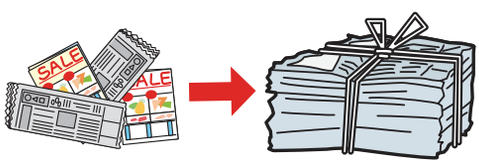
ダンボール
中心に波状の板紙が入っている物

○ ひもで十文字にしばるか、ガムテープでまとめてください。
○ 伝票、テープ、ホチキスなどはできるだけ外してください。



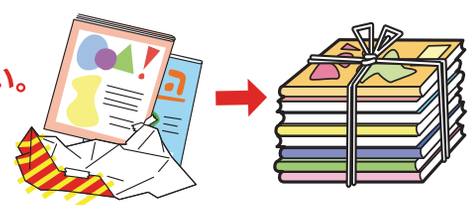
新聞紙
新聞紙、折込 チラシも一緒にして出せます。

○ ひもで十文字にしばってください。



雑誌・雑がみ
雑誌・書籍・チラシ・厚紙・包装紙・コピー用紙・メモ用紙など

○ ひもで十文字にしばってください。
○ **クリップ、つづり紐、金具など紙以外の異物は必ず取ってください。**
○小さなメモ用紙などは、雑誌に挟むか、古封筒に入れて一緒にしばって出しましょう。



注意 出せない物

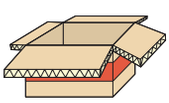
可燃ごみに出してください

○ 糊 (のり) の付いた封筒
○ 防水加工された紙（紙コップ、紙皿）
○ 感圧紙
○ カーボン紙・ノーカーボン紙（伝票）
○ 圧着ハガキ（ダイレクトメールなど）
○ 感熱紙 (レシート)
○ 印画紙、写真プリント用紙、写真
○ 捺染紙（アイロンプリント紙）
○ 感熱性発泡紙（点字用コピー）
○ 合成紙（登山用地図、屋外掲示用ポスターなど）
○ 臭いの付いた紙（洗濯洗剤箱）
○ 汚れた紙

資源のゆくえ



新聞紙・折込チラシ
ダンボール
紙パック
雑誌・その他の古紙
→ 製紙メーカー →（リサイクル）
新聞紙・雑誌・OA紙など
ダンボール
ティッシュペーパー・トイレットペーパー
菓子箱・台紙・絵本など







資源物日曜回収

資源物の回収については、地区ごとに毎月１回実施していますが、都合により地区の回収に出せないご家庭もあることから、機会を補うために「資源物日曜回収」を市内スーパーマーケットなどのご協力により実施しています。

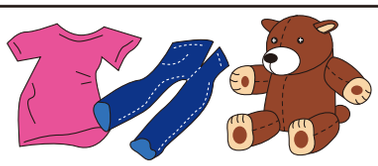
日　　程　4月～12月及び3月の各月第4日曜日（ただし変動することがあります）

会　　場　市内のスーパーマーケットなど店舗駐車場

※日程・会場など詳しくは、市公式ホームページ、広報なかのなどをご確認いただくか、お問い合わせください。



回収対象

品　　目	出し方・注意・回収できないもの
びん **ペットボトル** **古紙**（段ボール、新聞紙、雑誌・雑紙）	分別方法・出し方は通常の地区で実施している月１回の資源物回収と同様です。
古着 **かばん** **ぬいぐるみ** など 	洗濯済みの衣類 ※汚れや臭いのある物、破れている物、濡れている物は回収できません。
廃食用油 	家庭から出る食用油（植物性） ※ラードなど動物性油、事業所からの油、灯油・エンジンオイルなど鉱物油は回収できません。
硬質プラスチック製品 **ＰＰ（ポリプロピレン）、** **ＰＥ（ポリエチレン）素材の次の物** 衣装ケース、バケツ、漬物樽、ジョウロ、ポリボトル、ポリタンク、ごみ箱、カゴ、プランター、植木鉢	金属など他の素材が使用されている物 著しく汚れている物 ※当日、係員が素材等を確認し回収できないと判断した物は、お持ち帰りいただく場合があります。

守ってください!!

「資源物日曜回収」は、スーパーマーケットなどのご協力により実施しています。次のことを守っていただけないと、日曜回収の実施に支障を来たします。

- **開始時間前の持ち込みはご遠慮ください。**
- **収集車の近くに停車するのは危険です。係員の指示に従ってください。**
- **混雑が予想されます。時間に余裕を持ってお出掛けください。**
- **分別・排出方法を守ってください。**
- **回収できないと判断された物は、お持ち帰りください。**
- **中野市外からの持ち込みは、固くお断りします。**

可燃ごみ



収集日

週2回（月・金 または 火・土）

出し方

可燃ごみ指定袋（緑）に入れて収集ステーションに出してください。

旧指定袋を使う場合

- 20ℓ旧指定袋には30円の収入証紙シールを貼って出してください。
- 30ℓ旧指定袋には45円の収入証紙シールを貼って出してください。



出せる物

生ごみ



よく水切りをして出してください。
堆肥化しましょう

※コンポストや生ごみ処理機の購入に対して補助制度があります。詳しくはP10参照。

プラスチック製品



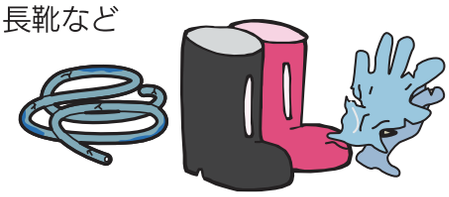
おもちゃ（乾電池やリチウム電池は抜いて）、ビデオカセット、スキー靴など商品そのもの

プラマークのある物は、可燃ごみではなくプラスチック製容器包装へ

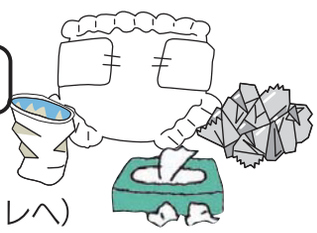
※硬質プラスチック製品回収もご利用ください。（P８参照）

ゴム・ビニール製品

ホース、長靴など



紙くず（資源にならないもの）



ちり紙、感熱紙（レシート）、
加工紙（防水、アルミなど）、
紙おむつ（汚物は取り除いてトイレへ）

革製品

くつ、ベルト、
カバンなど



服、布きれ

古着、ぼろきれ、
シーツなど



※古着の資源物日曜回収もご利用ください。（P８参照）

指定袋に入らない物

以下の物以外は出せません！



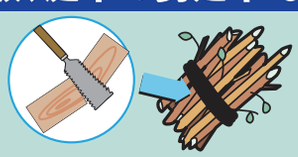
- 1回のごみ出しにつき、1世帯3個までとしてください。
- 45円証紙シールをごみ1個（1束）につき1枚ずつ貼って出してください。

ふとん、カーペット、じゅうたん など

長さ80㎝
直径30㎝位に丸め、
ひもでしっかり縛る



板、庭木の剪定木 など



直径12㎝以下のものを
長さ50㎝直径30㎝位に束ね、
ひもでしっかり縛る

資源のゆくえ

可燃ごみ → 東山クリーンセンターで焼却



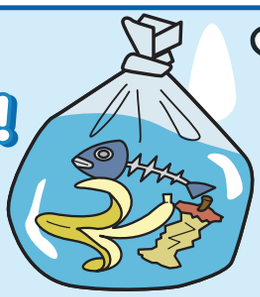
焼却灰 → 大俣最終処分場で埋め立て

焼却灰の一部 → 焼却灰リサイクル施設 → 人工砂





水切りでごみも臭いもすっきり 生ごみの水分を減らす工夫をしよう！



生ごみの 約80% は 水分 です。

生ごみの水分は、腐敗や悪臭の主な原因です。

1 まずは水に濡らさない！

野菜は皮をむいてから洗う。
玉ねぎの皮など水分の少ない野菜くずなどは、三角コーナーや排水口のごみ受けに入れることで、余計な水分を吸収してしまいます。
直接ごみ箱へ捨てるようにしましょう。

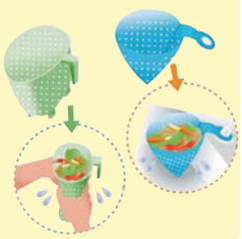
2 しぼって乾かす！

お茶がらやティーバッグは、水気をしぼり、乾かしてから出しましょう。



3 ごみ出し前にひとしぼり！

たまった水分を「ギュっと」しぼってから出しましょう



水切りすると

- 嫌な臭いが減る
- ごみが軽くなってごみ出しを楽に
- 東山クリーンセンターの燃焼効率ＵＰ





◀生ごみ堆肥化機器等購入費助成金制度▶

一般家庭から排出される生ごみを堆肥化・減量化する機器及び容器の購入に対し、購入費の一部を助成しています。

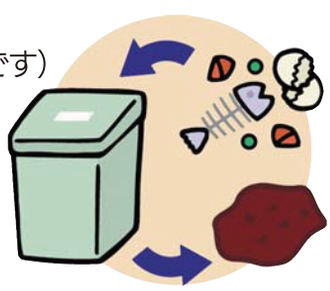
対象者

◆市内に住所を有し、居住している方　（事業用として購入される方は対象外です）

対象機器

◆環境衛生上の配慮がなされ、耐久性に優れているもの

（例）電気式生ごみ処理機、コンポスト容器など



助成金額

◆購入金額の２分の１以内とし、１基につき限度額２万円

申請に必要なもの

- 補助金交付申請書兼実績報告書
- 補助金交付請求書
- 購入を証明する書類（領収書）
- 購入された商品の仕様書等



ごみ袋が空いて経済的

いやな臭いがなくなります



お庭や畑にまいてリサイクル



生ごみ堆肥化機器等購入費助成金制度に関するお問い合わせは環境課環境係まで

埋立ごみ



収集日

月1回

○ 収集日カレンダーをご確認ください。

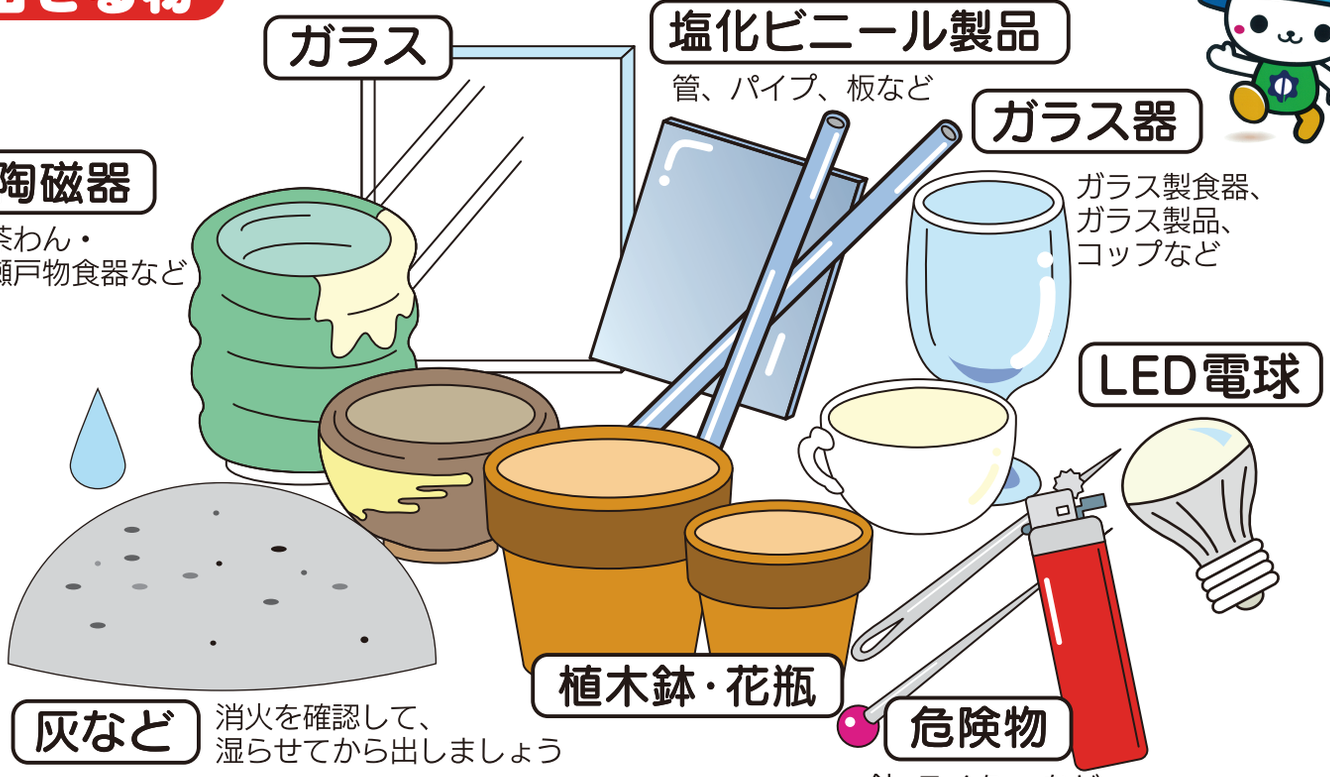
出し方

埋立ごみ指定袋（青）に入れて収集ステーションに出してください。
旧指定袋を使用する場合は袋のサイズにかかわらず 30 円の収入証紙シールを貼ってください。

出せる物

○ 埋立ごみの直接持込はできません。





注意

○ 土は処理できません。（P19 参照）

○ 割れたものは、危険防止のため、**紙などに包んで中身を明記**してください。

○ 指定袋に入る物のみ、お出しください。**指定袋に入らない物は市では処理できません**ので、専門業者に依頼するか、一般廃棄物処理業許可業者（P17・P18 参照）に依頼してください。



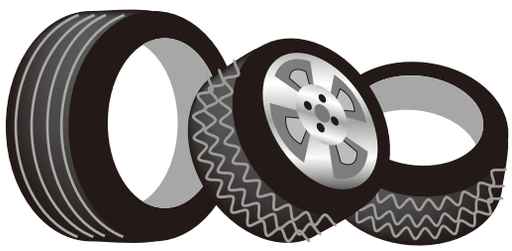
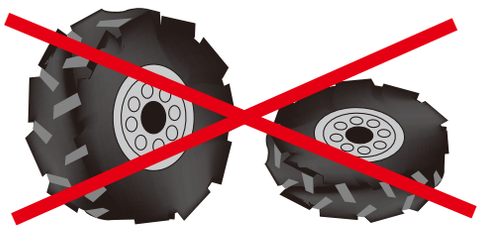
陶磁器食器の資源物回収も行います。埋立ごみ減量のため、こちらもご利用ください。（P12 参照）

資源物特別回収



通常は「埋立ごみ」などとしている物を、「資源物」として特別に回収を行います。

回収対象

品　　目	回収できる物	回収できない物、注意点
陶磁器 （年2回）	茶碗・皿・湯呑などの陶磁器製食器類 	▶汚れている物 ▶ガラス製食器 ▶土鍋　▶灰皿　▶植木鉢 ▶置物　▶花びん ▶強化ガラス製食器（裏がツルツルした物） ※当日、係員が素材等を確認し回収できないと判断した物は、お持ち帰りいただく場合があります。
廃タイヤ（有料） （年2回）	家庭からの普通車用タイヤに限ります。（ホイル付も可） ※回収料金は、年度によって異なる場合がありますので、別途、市からのお知らせをご確認ください。 	▶事業所からのタイヤは普通車用であっても回収できません。 ▶一般の家庭からでも農業用機械用・工業機械用のタイヤは回収できません。 

回収場所 及び 日程

別途、広報なかの及び市公式ホームページなどでお知らせします。





注意事項

- 開始時間前の持ち込みはご遠慮ください。
- 会場内のお車の移動は係員の指示に従ってください。
- 混雑が予想されます。時間に余裕を持ってお出掛けください。
- 分別・排出方法を守ってください。
- 回収できないと判断された物は、お持ち帰りください。
- 中野市外からの持ち込みは、固くお断りします。

有害ごみ

収集日 年2回（5月第2日曜日・11月第1日曜日）

出し方 区の指定場所へ

出せる物 乾電池・ボタン型電池・コイン電池（CR・BR）・小型充電式電池・体温計・鏡は指定コンテナへ
蛍光灯・グローランプ・電球は指定の段ボールへ

※ボタン型電池・小型充電式電池は小売店のリサイクルボックスにも出せます。

使用済み電池
マンガン乾電池
アルカリ乾電池など



蛍光灯
サークル管・直管



グローランプ



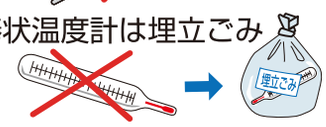
電球



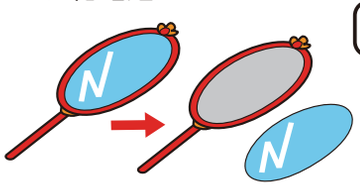
水銀体温計
デジタル式は可燃ごみ

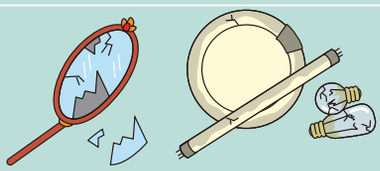


赤液棒状温度計は埋立ごみ



鏡
枠はできるだけ外して分別しましょう。





※割れた蛍光灯や鏡も収集します。
けがに注意してください。

在宅医療廃棄物



在宅医療の進展に伴い、家庭からも在宅医療で使った材料などが排出されています。
こうした在宅医療廃棄物について、ごみ収集に出せる物と医療機関などで回収する物を確認し、適正な処理を行ってください。

分　類	在宅医療廃棄物の分類		処理方法
I. 注射針以外（鋭利でない物）	●プラスチック類 バッグ類：輸液、蓄尿、ストーマ（人工肛門）、CAPD、栄養剤など各種バッグ チューブ類：吸引チューブ、輸液ライン、CAPDチューブなど各種チューブ ※針が付いている場合、切り離して針以外の部分を排出します。 カテーテル類：導尿カテーテル他（血液など体液が少量付着する場合も同じ扱いです。） その他：注射筒（ペン型自己注射カートリッジ）経管栄養などの注入器 ※針は付きません		可燃ごみへ （プラマークがついていても可燃ごみへ）
	●布・紙類 ガーゼ類、脱脂綿類、紙おむつ類（汚物は取り除いてください）		
	●びん類、缶類 栄養剤容器、点滴ボトルなど	びん類	資源物（びん）へ
		缶　類	金属類へ
II. ペン型自己注射針（鋭利な物であるが、安全な仕組みを持つ物）	ペン型自己注射針と針ケース 血糖自己穿刺針（カバー付） ※注射針ではなく、刺すだけの針です。刺す時のみ針が出て、自動的にしまわれる安全な仕組みです。		調剤薬局、医療機関で回収
III. 医療用注射針、点滴針	医療用注射針、点滴針など		

支援制度



在宅介護 （ごみ袋の支給）

下記の世帯を対象に可燃ごみ 10L 袋を５枚 / 月で支給します。



対象者

○要介護認定３以上で在宅の 65 歳以上の高齢者
（高齢者支援課までお問い合わせください）

資源物等排出者支援事業

資源物などを指定場所まで排出することが困難な、高齢者世帯などに対して、戸別に資源物などの収集を行う支援事業です。

回収対象

びん、ペットボトル、古紙、白色発泡トレイ（月１回）
有害ごみ（年２回）
不燃性粗大ごみ（年２回）



支援対象者

○高齢者（65 歳以上）のみの世帯
○介護保険法に規定する要支援、要介護の認定を受けたひとり暮らしの世帯。
○身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が次に掲げるアからエまでのいずれかに該当するひとり暮らしの世帯。

ア　上下肢機能障害１級又は２級
イ　体幹機能障害１級又は２級
ウ　視覚障害１級又は２級
エ　呼吸器機能障害１級



○その他市長が必要があると認めた世帯

詳細および申し込み方法などについては、環境課衛生係までお問い合わせください。

粗大ごみ・一時多量ごみ

処理施設へ直接持込み（有料）

可燃性粗大ごみや不燃性（金属性）粗大ごみ、引越しなどに伴って一度にごみが大量に出る場合などは、処理施設に直接搬入することができます。
持込みにあたっては東山クリーンセンター事務室（玄関ホール）で申請をしてください。詳しくは、東山クリーンセンターへお問い合わせください。

可燃性の物

東山クリーンセンター

搬入場所

東山クリーンセンター
中野市中野 1308-1　電話 22-7074

手 数 料

10Kg につき 90 円（個人）
〃　　180 円（事業系）

搬入時間（祝休日および12月30日～1月3日を除く）

月曜日～金曜日　AM8：30～PM4：30
粗大ごみなど破砕の必要な物（布団・木の机）などは
PM 3：00 まで

土曜日　AM8：30～正午
粗大ごみなど破砕の必要な物（布団・木の机）などは
AM 11：00 まで



▲東山クリーンセンター

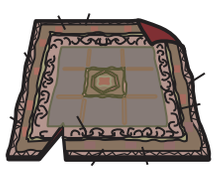


出せる物・注意事項

○**木製の家具**
ガラス、金具などは取り除き、できるだけ解体してください。

○**布団・マットレス**（スプリングが入っていない物に限る）・**カーペット**（電気カーペットを除く）・**じゅうたん**
長さ80cm以内にしばることができれば、収集ステーションに出すことができます。

○**大量の庭木類**
1本の直径12cm以下、長さ50cm以下、幅30cm以下に結束できれば、収集ステーションに出すことができます。（1回につき3束以下）



○**畳**〈1日、1世帯 10 枚まで〉

○**その他可燃ごみで指定袋に入らない物**
- 資源物の回収対象となる物は、受け付けていません。
- 中味の確認できない袋やダンボール箱には入れないでください。
- 分別をしっかりしてください。





不燃性（金属製）の物　東山クリーンセンター



申請先

東山クリーンセンター

搬入場所

東山クリーンセンター
中野市中野 1308-1　電話 22-7074

搬入時間（祝休日および12月30日～1月3日を除く）

東山クリーンセンター　※P15 参照

手数料

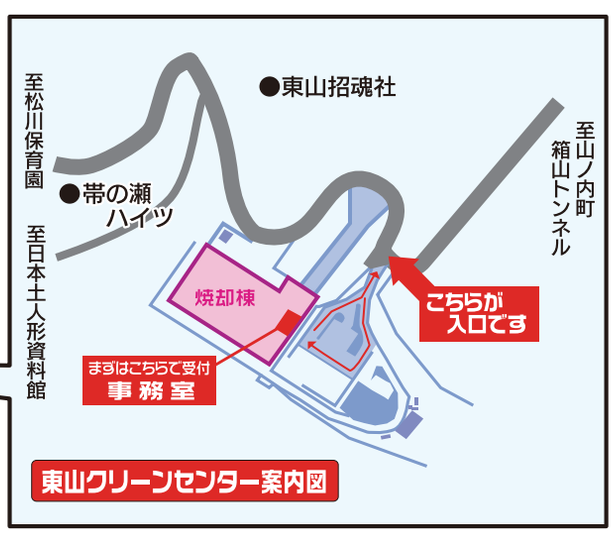
10kg につき 45 円
（ただし、粗大ごみは別に料金設定があります）

粗大ごみの品目別処分手数料

品　　目	金額（1個あたり）
釜（全部金属で直径60㎝以上）、米びつ（金属製）、コンロ（電気）、三輪車（金属製）、スノーダンプ（金属製）、鍋（直径60㎝以上）	500円
編み機、オーブンレンジ（電気）、加湿器、ガステーブル、空気清浄器、ストーブ（石油・電気・ガス）、自転車、除湿器、シルバーカー、食器洗い機、炊飯器（電気・ガス）、スキー板、スチール椅子、ステレオ（1式）、スノーボード、扇風機、掃除機、チャイルドシート、電子レンジ、ビデオデッキ、ファクシミリ、石油ファンヒーター、布団乾燥機、プリンター（パソコンは除く）、ベビーカー、マッサージ器（椅子式を除く）、ミシン、湯沸かし器（瞬間・電気、深夜温水器は除く）、ラジカセ、ワープロ専用機	1,000円
スチール机、石油ボイラー	2,000円

※その他詳しい料金は東山クリーンセンターへお問い合わせください。





粗大ごみ・一時多量ごみ



業者へ依頼

引っ越しなどで多量に出たごみやさまざまな素材が混じって分別が困難なごみ、ごみ処理施設へ直接持っていくことが困難なごみなどは、市の許可を得ている業者へ依頼することができます。



▼業者へ依頼する時の注意点▼

- 事前に収集運搬や処分内容、取り扱いできるごみ、料金などを確認してください。
- 業者一覧は、変更となる場合があります。
  詳しくは、市公式ホームページで最新の許可業者一覧を確認してください。



◆家庭ごみ収集運搬業者

粗大ごみや引っ越しに伴う一時多量ごみなどを、処理施設まで直接運ぶことが難しい、また市で引き取りできないごみを処分したい場合は、市がごみ収集運搬を許可している業者へ依頼してください。（有料）

市内　家庭ごみ収集運搬業者一覧

（令和３年２月末現在）

許可業者名	所　在　地	電話番号	一時多量	家電４品目
（有）畔上物産	中野市大字安源寺 1248-1	0269-23-5211	○	
（有）畔昌開発	中野市大字草間 2108	0269-38-0227	○	
公益社団法人 中野広域シルバー人材センター	中野市三好町 1-4-6	0269-23-0468	○	
北信クリーンサービス（有）	中野市大字金井 1103-2	0269-26-0606	○	
（株）創輝	中野市大字篠井 63-11	0269-23-0383	○	
（株）市川商会	中野市大字越 1236	0269-26-3744	○	
（有）マテリアルプラン	中野市大字越 1562	0269-22-5208	○	○
（有）土屋建材	中野市大字越 1191	0269-26-4118	○	
市川商店	中野市大字新野 994-5	0269-22-4870	○	
（株）長野環境保全センター	中野市大字立ケ花 855	0269-24-7331	○	○
（株）永井本店	中野市大字安源寺 577-2	0269-22-3168	○	
信越陸送（株）	中野市大字七瀬 313-7	0269-24-0171	○	
北信環境（株）	中野市大字豊津 4174－1	0269-38-2308	○	

※家電４品目（Ｐ21参照）



市外　家庭ごみ収集運搬業者一覧

（令和３年２月末現在）

許可業者名	所　在　地	電話番号	一時多量	家電４品目
鈴木和男（サポート信州片付けや）	長野市中御所 1-55-13	0120-68-0552	○	○
（有）キリン産業	長野市青木島町綱島 517	026-283-1236	○	○
（株）佐藤興産	長野市若穂綿内 6072	090-8643-4916	○	○
東亜アートエンジニアリング（株）（アラジンのランプ長野店）	長野市柳町 82-1	026-217-1116	○	○
（株）Ｈ・Ｋ	長野市中越 1-5-8	026-217-7784	○	○
（株）リターン	長野市若穂川田 649	026-214-7444	○	○
（株）西野興産	長野市三輪 7-8-17	026-232-2453	○	○
長谷和典	長野市大字下駒沢 44-1 ラフォーネ小林 101	026-219-3272	○	○
（株）井上産業	長野市若穂牛島字村東中堰向沖 151	026-214-3830	○	○
直富産業（株）	長野市大字大豆島 3397-6	026-222-1884	○	○
富江産業（株）	長野市篠ノ井二ツ柳 2170	026-285-0788	○	○
宝資源開発（株）	長野市青木島町青木島乙 661	026-284-6673	○	○
林英明（令和リサイクル）	下高井郡木島平村大字住郷 914-6	0120-00-1234	○	○
（有）カヤマ	長野市大字大町浅川原 1053−11	026-219-1020	○	○
山本昭夫	長野市篠ノ井東福寺 1131-3	090-9359-6789	○	○
小口敦志（遺品整理の GOEN）	長野市上松 5-9-15	080-0123-4150	○	○
（株）北山工業	長野市松岡 2-6-14	026-274-5979	○	○
イコールゼロ（株）	長野市大豆島 4020-3	026-221-8080	○	○
（有）柴田商店	長野市差出南 1-1-3	026-226-2510	○	○
小柳産業（株）	上田市材木町 2-12-10	0268-22-5353	○	○
（株）タケモト	須坂市大字小河原 971-4	026-248-8112	○	○
（株）環境クリエイション	須坂市墨坂 1-20-3	026-245-9400	○	○
田幸誠一（リセット長野）	須坂市墨坂 1-9-1	0120-352-960	○	○
（株）トラスト	須坂市幸高 313	026-248-1984	○	○
（有）松原商事	飯山市大字静間 2374	0269-62-1544	○	○
（株）MIYABI	須坂市墨坂 2-20-10	026-285-9940	○	○
（株）日商総業	下高井郡山ノ内町大字佐野 2532-7	0269-33-2666	○	○
秋元昭弘（秋元クレーン企画）	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬 8547-8	0269-22-7746	○	○
（株）北栄産業	高山村大字高井 5015-3	026-245-4683	○	○

◆家庭ごみ処分許可業者

ごみを処分する施設を保有する業者です。市で収集されないごみなどを自家搬入する場合は、次の業者または、東山クリーンセンター（P15 参照）へ搬入してください。（有料）

注意）ごみ処分業者および東山クリーンセンターでは、取り扱えるごみの種類が異なりますので、事前にご確認ください。

（令和３年２月末現在）

許可業者名	所　在　地	電話番号
株式会社 市川商会	中野市大字越 1236	0269-26-3744
有限会社 マテリアルプラン	中野市大字越 1562	0269-22-5208
飯山陸送 株式会社	飯山市大字静間 280-1	0269-62-3351

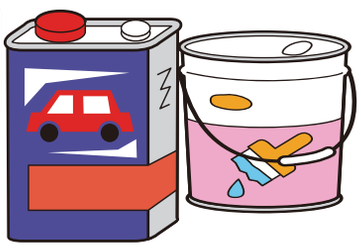
市で収集・処理できない物



◆市で収集・処理できない物

▼次の物は、買ったところまたは処理専門業者に相談してください。▼

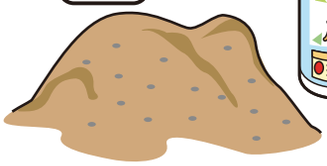
オイル・シンナー・塗料の残っている缶



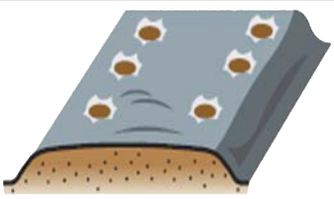
毒物・劇物・農薬びん

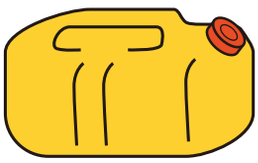


土



農業用資材
（農業用ビニール・プラスチックマルチシート・農薬タンク）



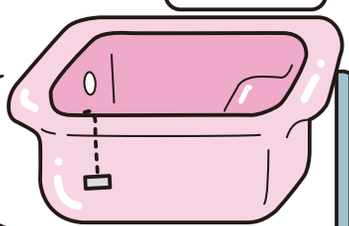


LPガスボンベ



ピアノ・オルガン

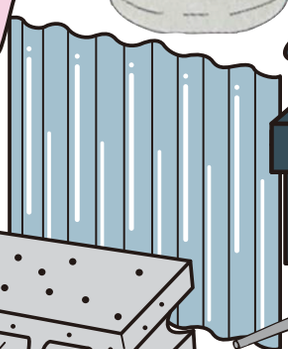
浴 槽

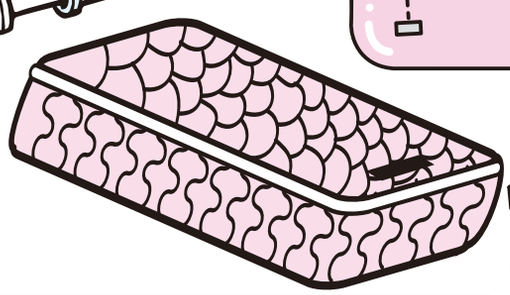


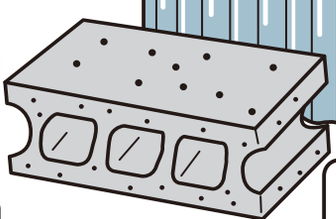
注射器・針







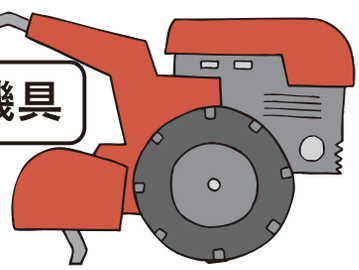




スプリング入りソファー・マットレスやベッド

建築用廃材

農機具



携帯電話・タブレット スマートフォン



携帯電話には貴重な資源が含まれています。
使用しない携帯電話は、販売店に返しましょう。

消火器 （P22参照）



消火器回収のお問い合わせは

㈱消火器リサイクル推進センターへ

TEL 03-5829-6773

◆事業所、店舗から出るごみ

事業所、店舗、工場、農業生産※などで出るごみは、家庭からのごみと区別して事業系ごみといいます。この事業系ごみは種類によって下記のとおり産業廃棄物と、事業系一般廃棄物に分類されます。　※家庭菜園を除く

事業系ごみの分類

事業系ごみ
- 産業廃棄物
  - **あらゆる事業活動に伴う物**
    燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、ゴム屑、金属屑、ガラス屑、コンクリート屑、陶磁器屑、鉱さい、がれき類、ばいじんなど
  - **特定の事業活動に伴う物**
    紙屑、木屑、繊維くず、動植物系残さ、動物系固型不要物、動物の糞尿、動物の死体など
- 事業系一般廃棄物
  - 生ごみ、空き缶、古紙、ペットボトルなど

事業系ごみの処理責任

●事業系ごみは事業者が責任をもって適正に処理しなければなりません。

事業系ごみの処理方法

○産業廃棄物 ▶市では処理できません。産業廃棄物処理許可業者に依頼してください。
※産業廃棄物処理許可業者については長野県長野地域振興局廃棄物対策課（026-234-8533）

○事業系一般廃棄物 ▶次のとおり



事業系一般廃棄物の処分方法

1　一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼
(P17・P18 参照。詳しくは環境課までお問い合わせください)

2　可燃ごみに限り東山クリーンセンターに直接搬入 (P15 参照)
※農家からの剪定枝など搬入できない物があります。事前に東山クリーンセンターにご確認ください。

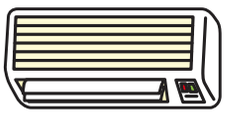
3　市に「事業系一般廃棄物収集依頼届」を提出し、本冊子で案内している家庭ごみの分別・排出方法に従って、収集ステーションまたは区指定場所に出す。届出のない排出は認められません。
※大量に出すなどして、一般のご家庭のごみが収集場所に置けないなど支障になる場合は排出を認めません。

家電リサイクル

【家電４品目】

収集ステーションには出せません

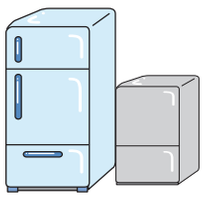
◆エアコン



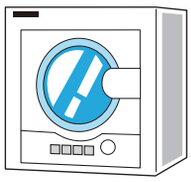
◆テレビ



◆冷蔵庫・冷凍庫



◆洗濯機・衣類乾燥機



家電製品のうち、エアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機（衣類乾燥機）の４品目については、「家電リサイクル法」により、家電メーカーが引き取ってリサイクルし、資源として再利用しています。

◆リサイクル方法

次のいずれかの方法で処理してください。

方法１　過去に購入した店舗または買い替えをする店舗に引き取りを依頼する
方法２　収集運搬許可業者へ依頼する（P17・P18 参照）
方法３　郵便局でリサイクル料金を支払い後、発行されたリサイクル券を対象品目に貼り、指定取引所へ直接持ち込む

※方法１・２の場合は、リサイクル料金のほかに収集運搬料金などが別途掛かります。
金額および引き渡し方法などは、依頼先にご確認ください。

◆リサイクル料金

リサイクル料金などは、メーカーなどにより異なります。また、郵便局で支払う際は、別に振込手数料が必要です。

対象品目			リサイクル料金（税込）
エアコン			990円～9,900円
テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）	大きさの区分があるメーカー	大（16型以上）	2,420円～3,700円
		小（15型以下）	1,320円～3,100円
	大きさの区分がないメーカー		2,970円～3,352円
冷蔵庫・冷凍庫	大きさの区分があるメーカー	大（171ℓ以上）	4,730円～6,149円
		小（170ℓ以下）	3,740円～5,549円
	大きさの区分がないメーカー		4,730円～5,060円
洗濯機			2,530円～3,300円
衣類乾燥機			2,530円～3,300円

（令和2年4月現在）

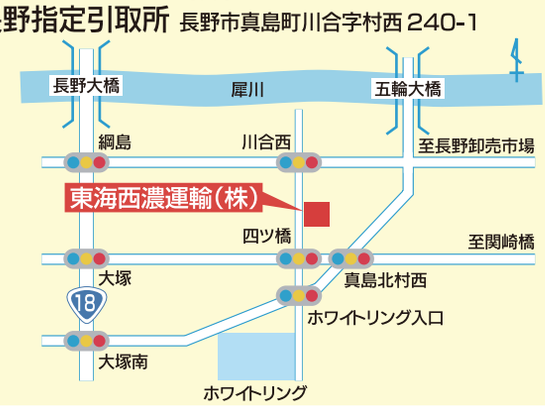
※リサイクル料金は改訂される場合があります。
家電リサイクル券センターホームページをご確認ください。



◆指定取引場所

次の引き取り場所へお持ち込みください。営業日時などはお尋ねください。

東海西濃運輸(株) TEL.026-214-7556
長野指定引取所 長野市真島町川合字村西 240-1



※指定取引場所は、変更になる場合があります。
長野県ホームページをご確認ください。

問い合わせ先

リサイクル料金・メーカー名など
⇒家電リサイクル券センター
ホームページ　http://www.rkc.aeha.or.jp
☎0120-319-640

指定取引場所
⇒長野県ホームページ「家電リサイクル法」
https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/shigen/kaden.html

収集運搬許可業者など
⇒環境課衛生係　☎22-2111（内線 245）

パソコン・消火器リサイクル



パソコン

※ 市・販売店での回収及び回収の申し込み受け付けは行っていません。

ご家庭で不用になったパソコンは、資源として再利用されています

パソコンメーカーが回収し、再資源化します。

対象機器：
- デスクトップパソコン本体
- ノートブックパソコン
- CRTディスプレイ
- CRTディスプレイ一体型パソコン
- 液晶ディスプレイ
- 液晶ディスプレイ一体型パソコン

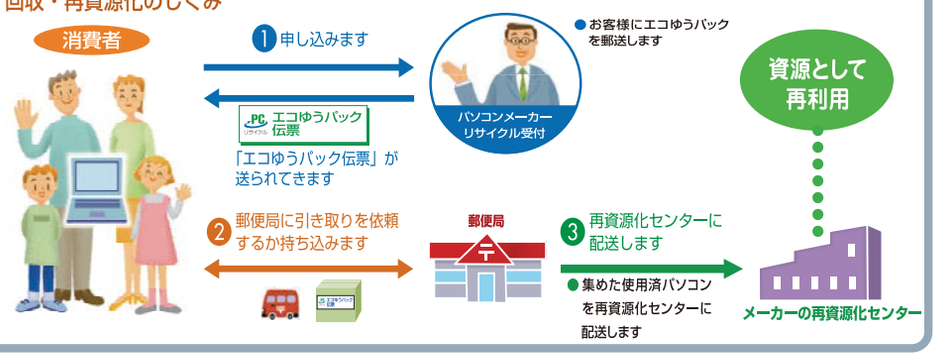
PCリサイクル

PCリサイクルマークの付いたパソコンは、新たな料金負担なしでメーカーが回収・再資源化します。マークの付いていないパソコンは回収再資源化料金をいただきます。

回収の申し込み

は、廃棄するパソコンのメーカーの受付窓口まで。
（ホームページからの申し込みもできます）
自治体・販売店等での回収・申し込みの受付は行っていません。

回収・再資源化のしくみ



回収するメーカーがないパソコン（自作パソコン、倒産や事業撤退したメーカーのパソコンなど）は「パソコン3R推進協会」が有償で回収・再資源化します。

詳細は・・・

PC3R　検索

PC3R
一般社団法人
パソコン3R推進協会
http://www.pc3r.jp/
TEL 03-5282-7685　FAX 03-3233-6091

消　火　器

※ 消火器は市で回収および処分の受け付けをしていません。

窓口までの回収方法によって、収集運搬・保管費用が必要です。
お近くの窓口にお問い合わせください。



引き取り窓口の探し方

消火器リサイクル推進センターのホームページhttp://www.ferpc.jp/accept/で引き取りを行っている窓口を検索できます。

消火器の処分は（社）日本消火器工業会が行っています。詳しくはお近くの引取窓口へお問い合わせください。

※リサイクルシール代及び運送・保管費用が必要です。

問い合わせ先（社）日本消火器工業会（消火器リサイクル推進センター）TEL03-5829-6773　ホームページ　http://ferpc.jp/

し尿などの汲み取り・浄化槽の清掃

し尿・生活雑排水汚泥の汲み取り、浄化槽の清掃については、下記の業者に依頼してください。なお、料金などについては、各業者にお問い合わせください。

○し尿汲み取り業者	受付：月～金曜日（土日祝日は休業）	
㈲クリーンサービス	中野市大字金井1103-2	0269-22-4465
㈲中野環境サービス	中野市大字中野1559-1	0269-22-3072

○家庭雑排水汚泥汲み取り業者	受付：月～金曜日（土日祝日は休業）	
㈲中野環境サービス	中野市大字中野1559-1	0269-22-3072

○浄化槽清掃業者	受付：月～金曜日（土日祝日は休業）	
㈲クリーンサービス	中野市大字金井1103-2	0269-22-4465
㈲中野環境サービス	中野市大字中野1559-1	0269-22-3072



◆浄化槽の適正な維持管理をお願いします

浄化槽は、生活排水対策の一つとして重要な施設ですが、その機能を十分発揮するためには、保守点検、清掃、法定検査の実施、浄化槽法に基づく適正な維持管理が不可欠です。

●保守点検

４カ月に１回以上保守点検を受けましょう。浄化槽の様々な装置が正しく働いているか点検し、汚泥の引き抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充などを行います。

●清　　掃

１年に１回は必ず清掃を行いましょう。浄化槽内に溜まった汚泥やスカムという泥の固まりを引抜き、付属装置や機械の洗浄を行います。

●法定検査

浄化槽法第７条及び第１１条に基づき、県知事が指定した（社）長野県浄化槽協会が次の項目を検査します。
・正しく設置されているか　・正常に機能しているか　・保守点検や清掃が適正に実施されているか
検査日程については、同協会からの通知をご確認ください。

合併処理浄化槽の設置に係る補助制度（中野市合併処理浄化槽設置事業補助金）

市では、国や県と協力して、市民の方々が合併処理浄化槽を設置した場合、一定の要件により補助金を交付しています。

◆合併処理浄化槽とは

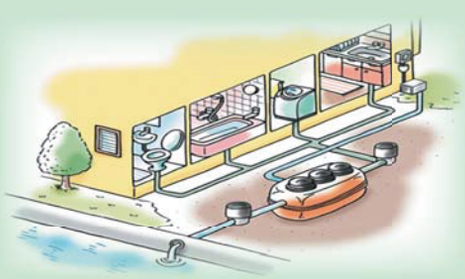
水洗トイレ、風呂、台所などから出る汚れた水を処理する設備で建物と接続して設置します。合併処理浄化槽は汚水の処理性能が下水道処理場と同等に優れていて、国や県でも補助金を交付し設置の支援をしています。

●対　象　公共下水道、農業集落排水事業区域以外にお住まいの一般の住宅の方が補助対象者です。

補助限度額

人槽区分	補助金限度額
５人槽	352,000円
６～７人槽	441,000円
８人槽以上	588,000円

※８人槽以上は一定の要件を備えた2世帯住宅でないと補助対象になりません。
※単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合は、設置に係る補助金の額に宅内配管工事に要する費用の額又は30万円のいずれか少ない額を加算して交付します。



申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先　環境課衛生係　☎22-2111（内線458）